

秋田県低入札価格調査取扱実施要領（平成9年8月8日監－1397）の一部改正 新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この要領は、<u>秋田県</u>低入札価格調査取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について定めるものとする。 (調査基準価格の算定) 第2条 要綱第2条に規定する調査基準価格は、契約ごとに契約担当者が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。 (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。 イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ハ 現場管理費の額に<u>10分の9</u>を乗じて得た額 ニ 一般管理費等の額に<u>10分の7</u>を乗じて得た額 (2)・(3) 略 2 略 (調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置) 第3条 略 2 略 3 前項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当するものと判定された場合にあっては、<u>要綱第3条第2項に規定する簡易調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。</u> 4 <u>第2項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判定された場合は、要綱第3条第2項に規定する簡易調査として、次に掲げる基準に該当するか否かについて調査するものとする。</u> (1) <u>入札価格に基づく純工事費（電子入札システムに入力された内訳金額と見積内訳明細書の金額が異なるときは、電子入札システムに入力された内訳金額により算定する。）が設計上の純工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.5（調査対象者数に応じて10分の9.5から10分の9.9の</u>	(趣旨) 第1条 この要領は、<u> </u>低入札価格調査取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について定めるものとする。 (調査基準価格の算定) 第2条 要綱第2条に規定する調査基準価格は、契約ごとに契約担当者が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。 (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。 イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ハ 現場管理費の額に<u>10分の8.5</u>を乗じて得た額 ニ 一般管理費等の額に<u>10分の6.5</u>を乗じて得た額 (2)・(3) 略 2 略 (調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置) 第3条 略 2 略 3 前項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当するものと判定された場合にあっては、<u>要綱第3条第2項に規定する詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。</u> 4 <u>第2項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判定された場合にあって、入札価格が設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に5分の2を乗じて得た額の合計額以上であるとき又は入札比較価格に10分の8を乗じて得た額以上であるものについては、詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。</u>

範囲内で当該係数が変動）を乗じて得た額以上であること。

- (2) 入札価格に基づく現場管理費（電子入札システムに入力された内訳金額と見積内訳明細書の金額が異なるときは、電子入札システムに入力された内訳金額により算定する。）が設計上の現場管理費相当額に 10 分の 8 を乗じて得た額に 10 分の 9.5（調査対象者数に応じて 10 分の 9.5 から 10 分の 9.9 の範囲内で当該係数が変動）を乗じて得た額以上であること。
- (3) 技術者の増員配置ができること。

5 失格判断基準調査を実施しない場合においては、入札執行者は、前項の規定による簡易調査のほか、必要に応じて最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、詳細調査を行うものとする。ただし、

工事費内訳書及び下請負の予定に関する事項を除き、次に掲げる事項の全部又は一部を省略することができるものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 工事費内訳書
設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、資材単価及び労務単価が適切に設定されていること、安全対策が十分であること等。
- (3) 手持工事の状況
技術者が適正に配置されることが見込まれること。
- (4) 手持資材の状況及び資材購入の予定
必要な資材が確保されることが見込まれること。
- (5) 手持機械の状況及び機械リース等の予定
必要な機械が確保されることが見込まれること。
- (6) 労務者の供給見通し
労務者の確保計画及び配置予定が適切であること。
- (7) 下請負の予定者及び金額
下請価格が適正でありしわ寄せが生じるおそれがないこと。
- (8) 建設副産物の搬出予定
建設副産物の搬出計画が適切であること。

5 前 2 項の規定に該当しない場合又は失格判断基準調査を実施しない場合においては、入札執行者は、最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、詳細調査を行うものとする。ただし、失格判断基準調査を実施しない工事において、入札価格が設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に 5 分の 2 を乗じて得た額の合計額以上であるとき又は入札比較価格に 10 分の 8 を乗じて得た額以上であるときは、工事費内訳書及び下請負の予定に関する事項を除き、調査すべき事項の全部又は一部を省略することができるものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 工事費内訳書
設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、資材単価及び労務単価が適切に設定されていること、安全対策が十分であること等。
- (3) 手持工事の状況
技術者が適正に配置されることが見込まれること。
- (4) 手持資材の状況及び資材購入の予定
必要な資材が確保されることが見込まれること。
- (5) 手持機械の状況及び機械リース等の予定
必要な機械が確保されることが見込まれること。
- (6) 労務者の供給見通し
労務者の確保計画及び配置予定が適切であること。
- (7) 下請負の予定者及び金額
下請価格が適正でありしわ寄せが生じるおそれがないこと。
- (8) 建設副産物の搬出予定
建設副産物の搬出計画が適切であること。

(9) 予定工程表

適切な施工が見込まれる工程となっていること。

(10) 過去に施工した公共工事の状況

過去の公共工事が適切に施工されていること、特に低入札価格調査を経て契約した工事がある場合、適切に施工されていること。

(11) 経営状況

経営状況に問題がないこと。

(12) 信用状態

建設業法違反、賃金の不払、下請代金の支払遅延等がないこと。

(13) その他特に必要と認められる事項

6～8 略

9 入札執行者は、調査の結果及び意見を記載した低入札価格調査表（様式第3号）を作成するものとする。

（関係者への通知等）

第5条 入札執行者は、第3条第2項の規定により失格判断基準調査及び同条第4項の規定により簡易調査を実施した結果、落札者を決定した場合は様式第6号により入札参加者全員に通知するものとする。

2 入札執行者は、第3条第5項又は第6項の規定により調査を実施した結果、最低価格入札者の入札価格によってその者により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、様式第4号により最低価格入札者に対して落札者として決定した旨を通知するとともに、様式第6号により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

3 入札執行者は、第3条第5項又は第6項の規定により調査を実施した結果、次順位者（次順位者以降の順位者を含む。）を落札者として決定したときは、様式第5号により落札者の入札価格よりも低い入札者に対して落札者としな

4 略

（工事コスト調査）

第6条

(9) 予定工程表

適切な施工が見込まれる工程となっていること。

(10) 過去に施工した公共工事の状況

過去の公共工事が適切に施工されていること、特に低入札価格調査を経て契約した工事がある場合、適切に施工されていること。

(11) 経営状況

経営状況に問題がないこと。

(12) 信用状態

建設業法違反、賃金の不払、下請代金の支払遅延等がないこと。

(13) その他特に必要と認められる事項

6～8 略

9 入札執行者は、調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」（様式第3号）を作成するものとする。

（関係者への通知等）

第5条 入札執行者は、第3条第2項に規定する調査

_____を実施した結果、落札者を決定した場合は様式第6号により入札参加者全員に通知するものとする。

2 入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査_____を実施した結果、最低価格入札者の入札価格によってその者により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、様式第4号により最低価格入札者に対して落札者として決定した旨を通知するとともに、様式第6号により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

3 入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査_____を実施した結果、次順位者_____を落札者として決定したときは、様式第5号により最低価格入札者に対して落札者としな

4 略

（工事コスト調査）

第6条 要綱第7条の2に規定する工事コスト調査を実施する基準となる価格は、設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に5分の2を乗じて得た額の合計額又は入

工事コスト調査の実施に関し必要な事項は別に定める。

別表（第3条関係）

失格判断基準（失格判断基準価格）

調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格に10分の9.5（調査基準価格を下回る価格で入札した者の数に応じ10分の9.5から10分の9.9の範囲内で当該係数が変動する。）を乗じて得た額を下回っていること。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者があった場合にあっては、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算定するとともに、算定した額が調査基準価格を上回る場合にあっては、調査基準価格に相当する額とするものとする。

札比較価格に10分の8を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

2 工事コスト調査の実施に関し必要な事項は別に定める。

別表（第3条関係）

失格判断基準（失格判断基準価格）

調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。

(1) 入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格に10分の9.5（ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者の数に応じ10分の9.5から1の範囲内で当該係数が変動する。）を乗じて得た額を下回っていること。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者があった場合にあっては、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算定するとともに、算定した額が調査基準価格を上回る場合にあっては、調査基準価格に相当する額とするものとする。

(2) 見積内訳明細書（再度の入札にあっては1回目の入札時に提出された見積内訳明細書。以下同じ。）上の純工事費（直接工事費と共通仮設費の合計額。以下同じ。）に相当する額が、設計上の純工事費に相当する額に10分の8を乗じて得た額を下回っていること。

なお、入札時に提出された見積内訳明細書上の工事価格と入札価格が一致しないとき（(3)に該当する場合を除く。）は、両者の比率により見積内訳明細書上の純工事費を補正した金額を見積内訳明細書上の純工事費とみなすものとする。

(3) 提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の純工事費に相当する額を算出することができないこと。

新

(付表 2)
(第 3 条第 2 項による失格判断基準調査を実施した場合に添付)
(いずれも税抜価格)

工 事 名	
調 査 基 準 価 格	円
失格判断基準価格__	円
簡易調査	円
①：設計上の純工事費×8／10×係数	円
②：設計上の現場管理費相当額×8／10×係数	円

失格判断基準価格：入札価格の低い順から 1 0 者の平均入札価格×9.5/10(※)

※ 1 1 0 者未満の場合は、全員の平均入札価格とする。

2 調査対象者数に応じ9.5/10から9.9/10の範囲内で係数が変動する。

3 平均入札価格の算定に当たっては、調査基準価格を下回る入札価格については、調査基準価格に置き換えて算定する。

4 算定した失格判断基準価格が、調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格に相当する額とする。

簡易調査：①設計上の純工事費相当額×8/10×9.5/10(※)
②設計上の現場管理費相当額×8/10×9.5/10(※)
※ 調査対象者数に応じ9.5/10から9.9/10の範囲内で係数が変動する。

調査対象者名		入札価格(a)	円
見積内訳明細書から算出した純工事費相当額 (b)			円
見積内訳明細書から算出した現場管理費相当額 (c)			円
調 査 結 果	失格判断基準	・該当する (失格判断基準価格 > 入札価格 (a)) ・該当しない (失格判断基準価格 ≤ 入札価格 (a))	
	簡易調査①	・該当する (簡易調査① > 純工事費 (b)) ・該当しない (簡易調査① ≤ 純工事費 (b))	
	簡易調査②	・該当する (簡易調査② > 現場管理費相当額 (c)) ・該当しない (簡易調査② ≤ 現場管理費相当額 (c))	
	簡易調査③	・増員配置可能 ・増員配置不可能	

※ 失格判断基準に該当する場合は、簡易調査①～③の記入は不要。

旧

(付表 2)
(第 3 条第 2 項による失格判断基準調査を実施した場合に添付)
(いずれも税抜価格)

工 事 名	
調 査 基 準 価 格	円
失格判断基準価格(1)	円
失格判断基準価格(2)	円
①：設計上の直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×2／5	円
②：入札比較価格×8／10	円

失格判断基準価格(1)：入札価格の低い順から 1 0 者の平均入札価格×9.5/10(※)

※ 1 1 0 者未満の場合は、全員の平均入札価格とする。

2 調査対象者数に応じ9.5/10から1の範囲内で係数が変動する。

3 平均入札価格の算定に当たっては、調査基準価格を下回る入札価格については、調査基準価格に置き換えて算定する。

4 算定した失格判断基準価格が、調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格に相当する額とする。

失格判断基準価格(2)：設計上の純工事費相当額×8/10

調査対象者名		入札価格(a)	円
見積内訳明細書から算出した純工事費相当額 (b)			円
調 査 結 果	失格判断基準(1)	・該当する (失格判断基準価格(1) > 入札価格 (a)) ・該当しない (失格判断基準価格(1) ≤ 入札価格 (a))	
	失格判断基準(2)	・該当する (失格判断基準価格(2) > 純工事費 (b)) ・該当しない (失格判断基準価格(2) ≤ 純工事費 (b))	
	失格判断基準(3)	・該当する (純工事費の算出が不能) ・該当しない	
	詳 細 調 査 省 略	・該当する (①≤(a)) ・該当しない (①>(a))	
		・該当する (②≤(a)) ・該当しない (②>(a))	

※ 1 失格判断基準(1)に該当する場合は、失格判断基準(2)・(3)の記入は不要。

2 失格判断基準(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、詳細調査省略の欄の記入は不要。

(様式第 7 号) 略 (添付書類) ・ <u>低入札価格調査表（付表 2）・・・失格判断基準調査を実施する場合</u> ・ <u>（様式第 3 号）低入札価格調査表及び低入札価格調査表（付表 1）・・・失格判断基準調査を実施しない場合</u> ・ <u>入札調</u> ・ <u>失格判断チェックシート</u> ※ <u>契約を締結する場合は、契約締結後に契約書の写しを提出してください。</u>	(様式第 7 号) 略 (添付書類) ・ <u>低入札価格調査表</u> ・ 入札調
--	--

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県低入札価格調査取扱実施要領の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。